下関市立大学大学院経済学研究科履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 ５８ 号

改正 平成 22 年 9 月 27 日規程第 19 号
平成 26 年 4 月 22 日規程第 9 号
平成 27 年 2 月 26 日規程第 9 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 5 号
令和 4 年 1 月 27 日規程第 3 号
令和 5 年 1 月 25 日規程第 1 号
令和 7 年 12 月 23 日規程第 26 号
令和 8 年 10 月 28 日規程第 19 号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学大学院学則（平成１９年規則第２号。以下「大学院学則」という。）第１７条第１項の規定に基づき、下関市立大学大学院経済学研究科の授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修について必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び単位数）

第２条　授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業時間割及び担当教員とともに、学年の初めに定める。

２　授業科目並びにその配当年次及び単位数は、別表に定めるとおりとする。

（研究指導教員）

第３条　研究指導教員は、修士の学位の授与に係る学位論文（大学院学則第２４条第１項に規定する修士論文。以下「修士論文」という。）の作成等に対する指導を担当する教員をいう。

２　学生は、履修する授業科目の選択、修士論文の作成その他研究一般について、研究指導教員の指導を受けなければならない。

３　研究指導教員は、研究科長がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

（履修方法）

第４条　学生は、授業科目のうち必修科目及び選択科目の単位を合わせて所定の３０単位以上修得しなければならない。

２　必修科目は、研究指導教員が行う課題研究Ⅰ及び課題研究Ⅱとし、必要修得単位数は、合計８単位とする。

（履修登録）

第５条　学生は、毎年指定する期間内に、その学期で履修しようとする授業科目を、研究指導教員の承認を得て登録しなければならない。

（授業科目の試験）

第６条　授業科目の単位の認定は、毎学期の終わりの試験又は研究報告等によって行

う。
２　前項の評価は、次の基準によって行い、優、良、及び可を合格とし、不可を不合格とする。
(1) 優　　１００点から８０点まで
(2) 良　　７９点から７０点まで
(3) 可　　６９点から６０点まで
(4) 不可　５９点以下
３　合格した授業科目については、所定の単位を付与する。
（修士論文）
第７条　修士論文は、修士課程に１年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けたものでなければ提出することができない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者で学長が特に認めた場合は、この限りでない。
２　修士論文の提出については、別に定める。
（修士論文の審査及び最終試験）
第８条　最終試験は、第４条に定める単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。
（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか授業の履修等について必要な事項は、別に定める。
附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成 22 年 9 月 27 日規程第 19 号）
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成 26 年 4 月 22 日規程第 9 号）
１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
２　平成２７年３月３１日現在在学し、引き続き在学する者に係る履修方法は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程第４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 9 号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（令和 3 年 2 月 24 日規程第 5 号）
１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
２　令和２年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数に関しては、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和４年１月 27 日規程第３号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月 25 日規程第１号）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年 12 月 23 日規程第 26 号）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和７年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和８年 10 月 28 日規程第 19 号）

この規程は、令和８年１０月２８日から施行する。

別表（第２条関係）

領域	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
経済コミュニティシステム・国際ビジネス	ミクロ経済研究Ⅰ	１前		２	
	ミクロ経済研究Ⅱ	１後		２	
	マクロ経済研究Ⅰ	１前		２	
	マクロ経済研究Ⅱ	１後		２	
	経済原論研究Ⅰ	１前		２	
	経済原論研究Ⅱ	１後		２	
	金融経済研究Ⅰ	１前		２	
	金融経済研究Ⅱ	１後		２	
	産業組織研究Ⅰ	１前		２	
	産業組織研究Ⅱ	１後		２	
	経済地理研究Ⅰ	１前		２	
	経済地理研究Ⅱ	１後		２	
	地域社会研究Ⅰ	１前		２	
	地域社会研究Ⅱ	１後		２	
	地域政策研究Ⅰ	１前		２	
	地域政策研究Ⅱ	１後		２	
	都市政策研究Ⅰ	１前		２	
	都市政策研究Ⅱ	１後		２	
	水産経済研究Ⅰ	１前		２	
	水産経済研究Ⅱ	１後		２	
	労働経済研究Ⅰ	１前		２	
	労働経済研究Ⅱ	１後		２	
	経営管理研究Ⅰ	１前		２	
	経営管理研究Ⅱ	１後		２	
	管理会計研究Ⅰ	１前		２	
	管理会計研究Ⅱ	１後		２	
	マーケティング研究Ⅰ	１前		２	
	マーケティング研究Ⅱ	１後		２	
	国際経済研究Ⅰ	１前		２	
	国際経済研究Ⅱ	１後		２	
教育経済学	教育経済学特論Ⅰ	１前		２	
	教育経済学特論Ⅱ	２前		２	
	教育における経済問題の分析Ⅰ	２前		２	
	教育における経済問題の分析Ⅱ	２後		２	
	社会科学研究方法論	１前		２	
	測定と定量的方法論	１後		２	
	ソーシャルデータ分析（乳幼児教育）特論Ⅰ	１後		２	
	ソーシャルデータ分析（乳幼児教育）特論Ⅱ	２前		２	

	ソーシャルデータ分析（学校教育）特論Ⅰ	１後		２	
	ソーシャルデータ分析（学校教育）特論Ⅱ	２前		２	
	ソーシャルデータ分析（組織マネジメント）特論Ⅰ	１後		２	
	ソーシャルデータ分析（組織マネジメント）特論Ⅱ	２前		２	
	研究倫理の理解	１前		２	
領域共通	経済学特論Ⅰ	１前		２	
	経済学特論Ⅱ	１後		２	
	課題研究Ⅰ	１通	４		
	課題研究Ⅱ	２通	４		